



大河原克行

住民票を持つすべての国民に、十二桁のマイナンバー（個人番号）の通知が始まった。すべての企業は従業員のマイナンバーを収集し、個人番号を税務署などに提出する必要がある。企業でのマイナンバーの管理には、パソコンなどが利用されることになるが、パソコンを活用したデータ管理の落とし穴を理解しておく必要がある。

マイナンバー法では、従業員の退職などの場合、該当するマイナンバーを速やかに廃棄、削除することが

マイナンバー

パソコンから一般的な操作でデータを削除しても…

システム領域

管理領域

データ領域

フォーマット済み箱
削除で消える領域

➡

データ本体が格納されている領域

➡

パソコン本体に残ったまま

データ管理に死角

義務づけられている。この時、画面に表示されている「ゴミ箱」にデータを移して削除しても、実はまだパソコン本体にデータが残っている。

データなどが格納されるハードディスクは、基本ソフト（OS）などを管理するシステム領域、データを管理する領域、データ本体を格納するデータ領域で構成されているが、ゴミ箱からのデータ削除は、管理領域のみを削除した状態であり、データ領域はそのまま

だ。パソコン全体を初期化（フォーマット）しても同様に、市販のソフトで簡単にデータを復元することができる。マイナンバーを入力した表計算ソフトや、マイナンバーをメールでやりとりした履歴も復元できる。

ソフトメーカーからは、データ領域のデータを完全に抹消できる製品が発売されており、これらを利用することが得策だ。

また、社員や関係者を装ったメールの添付ファイルを開いた瞬間にウイルスが侵入、パソコンを外部から操作してマイナンバーを盗む標的型のサイバー攻撃も想定される。情報漏えいの78・2%がUSBメモリなどの記録媒体を通じたものであり、紙媒体からは3・6%に留まっている。

マイナンバーの取り扱い、大手企業から中小、零細企業まで、すべての企業において求められる。今こそ企業におけるデータ管理について、あらためて考えるべきだ。

(ジャーナリスト)